**１号新任教育資料②－/護身用具の制限**

**1.一般人に対する制限**

 (軽犯罪法1条)

「次の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

②正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

 警棒はこれに該る。

「携帯」とは手に持ったり身につけていたりするだけではなく、それに近い状態も含まれる。

 仕事中に自分の机の引き出しに入れる。

 運転中に車のダッシュボードやシートの下に入れる。

 歩行中に鞄の中に入れる。

 簡単に言えば「いつでも使える状態におくこと」が携帯。

 「隠さないで携帯する場合」は？

警棒を「隠さないで他人から見えるように」携帯した場合はどうなるか。

「警棒を伸ばして手に持つ、ベルトにはさむ、背中に背負う」などなど。

これに対する警察庁の解釈・判例は見当たらない。

 学説の主流は、

 『堂々と他人から見えるように携帯していれば、回りの者は危険を察知することができる。しかし、隠し持っていた場合はその危険を察知することができない。

 軽犯罪法で「隠し持つこと」を罰するのはこのためである。

 他人から見えるように携帯すれば軽犯罪法に抵触しない。』としている。

 軽犯罪法の明文に「隠して携帯していた」とある以上、

「他人から見えるようにして携帯すること」を含めることは解釈論的に無理がある。

 刑法では拡張解釈は認められるが類推解釈は認められていない。

 類推解釈による裁判や処分は憲法31条に反して違憲・無効となる。

但し条例で禁止されている。

大阪府安全な街づくり条例19条

「何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠ふ頭、興行場、飲食店

その他公衆が出入りすることができる場所

又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機

その他公衆が利用することができる乗物において、

その本来の用途に従い使用し、又は運搬する場合

その他社会通念上正当な理由があると認められる場合を除いては、

鉄パイプ、バット、木刀、ゴルフクラブ、角材

その他これらに類する棒状の器具であって、

人の生命を害し、

又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるおそれのあるものとして

公安委員会規則で定めるもの(以下「鉄パイプ等」という)を携帯してはならない。

2.警察官は、バット又はゴルフクラブを携帯している者について、

前項の規定に違反する事実があるかどうかの判断を行おうとする場合には、

特に慎重に行わなければならない。

3.公安委員会は、前二項の規定の解釈及び運用に関する基準を定め、

及びこれを公表するものとする。

4.警察官は、鉄パイプ等を携帯していると疑うに足りる相当な理由のある者が、

異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して

他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、

鉄パイプ等であると疑われる物の提示を求め、

又はそれが隠されていると疑われる物の開示を求めて調べることができる。」

**2.警備員に対する制限**

 警備員が業務中に携帯できる護身用具は警備業法で次のように制限されています。

①使用できる護身用具が制限されている。

a.都道府県公安委員会規則で護身用具の携帯を禁止・制限できる。(警備業法17条1項)

b.警棒の長さ・重さなど(各都道府県公安委員会規則)

②届け出なければならない。

a.携帯する護身用具は届出なければならない。(警備業法17条2項)

b.届け出なかった場合は30万円以下の罰金(警備業法58条3号)

c.届出は定められた様式で使用する前日までに届け出る(警備業法施行規則28条1項・2項)

つまり、警備員は都道府県公安委員会の定める護身用具を予め届け出た場合に使用できるのです。

 護身用具に関して警備員は一般人より制限を受けているのです。

これは、警備員に破壊力の大きい護身用具を持たせると、

 「一般人の権利・ 自由を侵害し、個人・団体の正当な活動に干渉する」危険があるからです。(警備業法15条)

交通誘導をする警備員が腰に警棒をぶら下げていたら、停止の合図に従わないと警棒で叩かれるかも知れないと思います。

 一般人が警備員を見てこう思うことが「警備員が個人の正当な活動に干渉した」ことになるのです。

しかし、警備員は一般人より危険にさらされる仕事についています。

 深夜の巡回・現金輸送・ボディガード、丸腰で仕事をしなさいと言うのは少し酷。

そこで、必要最小限の護身用具使用を警備員に認めたのです。

**警備員に認められる護身用具(公安委員会規則)**

【1】警棒の長さ・重さに対する制限

 各都道府県により地域状況が違うので、

都道府県によって制限の内容が異なっても構わない。

ただし、現在のところ全国一律。

長さ 重さ

30㎝を超え～40㎝以下 160ｇ以下

40㎝を超え～50㎝以下 220ｇ以下

50㎝を超え～60㎝以下 280ｇ以下

60㎝を超え～70㎝以下 340ｇ以下

70㎝を超え～80㎝以下 400ｇ以下

80㎝を超え～90㎝以下 460ｇ以下

※円棒であること。鋭利な部分がないこと。材質の制限なし。

【2】警棒使用が禁止される場合

 部隊を編成して警備する場合。

ただし、競輪場のような公営競技場では使用可。

【3】警棒以外に使用できる護身用具

a.非金属の盾(大きさ・重さ制限なし)

b.刺股(長さ・重さ・形・素材の制限なし)→→刺股(サスマタ)

c.携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの。

※防弾チョッキ・防刃チョッキ・防刃手袋・シールド付きヘルメットなど。

※催涙スプレー・スタンガンなどは不可。

d.警杖→【4】

【4】警杖に対する制限

警杖とは長い棒のこと。

これについても長さと重さの制限と使用禁止の場合が定められている。

長さ 重さ

90㎝を超え～100㎝以下 510ｇ以下

100㎝を超え～110㎝以下 570ｇ以下

110㎝を超え～120㎝以下 630ｇ以下

120㎝を超え～130㎝以下 690ｇ以下

警杖を使用できるのは、

a.機械警備の機動員(現場に急行する隊員・ビート)

b.核燃料運搬警備・貴重品運搬警備

c.空港、原子力発電所・原子力関係施設、大使館・領事館・その他の外交関係施設、国会関係施設・政府関係施設、

 石油関係施設・電力関係施設、ガス関係施設、水道関係施設、など。

 簡単にいえば、「一般の警備員は警杖など関係なし」となる。

 警備員に許される最強の護身用具は

「原子力発電所や国会の警備」での130㎝以下・690ｇ以下の棒。

 江戸時代の岡っ引きと同じ。

 警備員はまさしく「歩く盾」。

【5】護身用具は届け出なければならない

警備員が警棒などの護身用具を使う場合は公安委員会に届け出なければならない。

警棒の長さ・重さが公安委員会の基準に合致していても、会社がその警棒を届け出てなければ使用することはできない。

ただし、警察の指導により

・昼間は使わせない。

・夜間でも「使う必要」をチェックしてできるだけ使わせないようにする。

・警備員が警棒を携帯して一般人の権利・自由に干渉したことがある場合は

使わせないように指導する。

・届出用紙の「使用基準」には

「夜間の巡回」・「不審者に襲撃された場合に防御するため」と書かせる。

警備員が制限に反する護身用具を使った場合

 警備員が業務中に護身用具の制限に反した護身用具を携帯した場合はどうなるか？

たとえば、長さ・重さの制限を超えた警棒を携帯した場合。

長さ・重さは制限内だけれど会社が届け出てない警棒を携帯した場合。

 警備業法は「護身用具の届け出違反は30万円以下の罰金」と定めている。

(警備業法58条3号)だけで、公安委員会規則の基準に反した護身用具を使った場合について罰則を定めていない。

警備業法施行規則・都道府県公安委員会規則にも罰則はない。

だから、この警備員や警備会社に罰則は適用されない。

しかし、罰則がなくてもその警備員が警備業法違反をしたことに違いはない。

だから警備員の欠格事由に該る可能性がある。

その警備員が所属する警備会社については、

 警備員の指導・監督義務違反となり、同じく警備業法違反として警備業者の欠格事由にあたる可能性がある。

※(21条警備業者等の責務)

「警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うようにするため、

警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

 2. 警備業者は、その警備員に対し、警備業務を適正に実施させるため、

この章の規定によるほか、内閣府令で定めるところにより

教育を行うとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。」